

経法第三三七號

第一復員官署（参考地方世話部）一號

官吏俸給令の改正について

昭和二十一年十二月十二日

第一復員局經理部長

今般官吏俸給令の一部が別紙の如く改正せられたので復員職職員給與要  
要領によるの外これをも適用せられるものであるから参考の爲送付す  
る。

尙賜託員、雇員、傭人の給料についても同様の取扱ひを爲すべきもので  
であるから申添へる

0893